

令和6年第1回  
大崎市議会臨時会議案

令和6年5月13日提出

大 崎 市

## 目 次

報告第	5号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第	6号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	2
報告第	7号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	3
報告第	8号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	4
報告第	9号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）	5
報告第	10号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）	6
報告第	11号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）	7
報告第	12号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）	8
議案第	48号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎市一般会計補正予算（第13号））	9
議案第	49号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎市市有林事業特別会計補正予算（第1号））	18
議案第	50号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第2号））	20
議案第	51号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第4号））	22

議案第	5 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度大 崎市工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）） …	24
議案第	5 3 号	専決処分の承認を求めることについて（大崎市市税条 例の一部を改正する条例） ……………	26
議案第	5 4 号	専決処分の承認を求めることについて（大崎市市税条 例の一部を改正する条例） ……………	29
議案第	5 5 号	専決処分の承認を求めることについて（大崎市都市計 画税条例の一部を改正する条例） ……………	47
議案第	5 6 号	専決処分の承認を求めることについて（大崎市地方活 力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する 条例の一部を改正する条例） ……………	52
議案第	5 7 号	専決処分の承認を求めることについて（大崎市過疎地 域持続的発展支援に関する特別措置に係る固定資産税 の課税免除に関する条例の一部を改正する条例） ………	54
議案第	5 8 号	教育委員会教育長の任命について……………	56
議案第	5 9 号	教育委員会委員の任命について……………	57
議案第	6 0 号	教育委員会委員の任命について……………	58
議案第	6 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	59
議案第	6 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	60
議案第	6 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	61
議案第	6 4 号	監査委員の選任について……………	62

## 報告第5号

### 専決処分の報告について

令和6年3月25日、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

#### 2 事故の概要

令和5年12月18日午後4時頃、大崎市役所本庁舎駐車場内において、本市職員が公用車から降車しようとして運転席ドアを開けた際、隣に駐車してあった相手方車両のドアに接触し、損傷させたもの。

#### 3 和解の要旨

事故の主たる原因は、本市職員の不注意によるものであり、市の過失割合は100パーセントとする。

#### 4 損害賠償の額

390,900円

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康志

## 報告第6号

### 専決処分の報告について

令和6年3月26日、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 損害賠償の相手方

所在地 大崎市古川台町9番3号

名称 古川企業有限会社

代表取締役 佐々木 愛一

#### 2 事故の概要

令和5年12月11日午前10時30分頃、本市職員の運転する公用車が、大崎市古川七日町地内の七日町パーキング内を走行中に、公用車上部のスピーカー部分と、天井から吊り下げられている誘導看板が接触し、当該誘導看板を損傷させたもの。

#### 3 和解の要旨

事故の主たる原因は、本市職員の不注意によるものであり、市の過失割合は100パーセントとする。

#### 4 損害賠償の額

150,000円

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康志

## 報告第7号

### 専決処分の報告について

令和6年4月26日、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

#### 2 事故の概要

令和6年1月4日午後1時15分頃、本市職員の運転する公用車が、大崎市岩出山下野目字二ツ屋地内において、国道108号線を古川方面に向かって走行中に、市道高梨線から進入してきた相手方車両と接触し、本市車両が損傷したもの。

#### 3 和解の要旨

事故の主たる原因は、相手方の運転上の不注意によるものであり、市の過失割合は10パーセントとする。

#### 4 損害賠償の額

0円（相手方に対する市の損害賠償が発生しなかったもの。）

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

## 報告第8号

### 専決処分の報告について

令和6年4月26日、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 損害賠償の相手方

所在地 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

名称 宮城県公安委員会

#### 2 事故の概要

令和5年11月15日午後3時35分頃、本市職員の運転する公用車が、大崎市役所本庁舎駐車場北側出入口において、進入してきた対向車を避けようと左側に車両を寄せた後、車両側部に設置されていた標識支柱に気づかず左折した際、当該標識支柱に接触し、損傷させたもの。

#### 3 和解の要旨

事故の主たる原因は、本市職員の前方不注意によるものであり、市の過失割合は100パーセントとする。

#### 4 損害賠償の額

179,862円

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康志

## 報告第9号

### 専決処分の報告について

令和6年3月31日，工事請負契約の変更契約の締結について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

#### 1 契約の名称

4災第40003号 市道窪川原線（丸山橋）橋梁上部工災害復旧工事

#### 2 議決された日

令和6年3月4日

#### 3 変更する金額

（1） 変更前の契約金額	140,800,000円
（2） 変更契約金額	4,154,700円
（3） 変更後の契約金額	144,954,700円

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康志

## 報告第10号

### 専決処分の報告について

令和6年4月24日，工事請負契約の変更契約の締結について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

#### 1 契約の名称

大崎市古川総合体育館耐震補強及び大規模改修工事（建築）

#### 2 議決された日

令和5年6月29日

#### 3 変更する金額

（1） 変更前の契約金額	456,500,000円
（2） 変更契約金額	4,439,600円
（3） 変更後の契約金額	460,939,600円

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康志

## 報告第11号

### 専決処分の報告について

令和6年4月24日、工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 契約の名称

大崎市古川総合体育館耐震補強及び大規模改修工事（電気）

#### 2 議決された日

令和5年6月29日

#### 3 変更する金額

（1） 変更前の契約金額	224,950,000円
（2） 変更契約金額	1,206,700円
（3） 変更後の契約金額	226,156,700円

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康志

## 報告第12号

### 専決処分の報告について

令和6年4月24日、工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 契約の名称

大崎市古川総合体育館耐震補強及び大規模改修工事（機械）

#### 2 議決された日

令和5年6月29日

#### 3 変更する金額

（1） 変更前の契約金額	302,808,000円
（2） 変更契約金額	3,813,700円
（3） 変更後の契約金額	306,621,700円

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康志

## 議案第48号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和6年3月31日、令和5年度大崎市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和5年度大崎市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度大崎市一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ520,069千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,390,521千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

#### （地方債の補正）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		665,277	△12,285	652,992
	1 地方揮発油譲与税	137,191	7,840	145,031
	2 自動車重量譲与税	456,375	△19,145	437,230
	4 森林環境譲与税	71,710	△980	70,730
3 利子割交付金		3,609	90	3,699
	1 利子割交付金	3,609	90	3,699
4 配当割交付金		54,586	1,669	56,255
	1 配当割交付金	54,586	1,669	56,255
5 株式等譲渡所得割交付金		62,661	2,395	65,056
	1 株式等譲渡所得割交付金	62,661	2,395	65,056
6 法人事業税交付金		330,489	△23,967	306,522
	1 法人事業税交付金	330,489	△23,967	306,522
7 地方消費税交付金		3,165,079	4,688	3,169,767
	1 地方消費税交付金	3,165,079	4,688	3,169,767
8 ゴルフ場利用税交付金		12,574	△1,219	11,355
	1 ゴルフ場利用税交付金	12,574	△1,219	11,355
9 環境性能割交付金		60,589	10,918	71,507
	1 環境性能割交付金	60,589	10,918	71,507
10 地方特例交付金		138,522	10,096	148,618
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	4,000	10,096	14,096
11 地方交付税		18,522,124	46,720	18,568,844
	1 地方交付税	18,522,124	46,720	18,568,844
14 使用料及び手数料		468,157	967	469,124
	1 使用料	391,202	967	392,169
15 国庫支出金		11,450,397	△268,661	11,181,736
	1 国庫負担金	6,858,953	△106,521	6,752,432
	2 国庫補助金	4,593,237	△162,140	4,431,097
16 県支出金		4,468,045	△193,275	4,274,770
	1 県負担金	2,512,351	△35,768	2,476,583
	2 県補助金	1,845,384	△119,155	1,726,229
	3 委託金	110,310	△38,352	71,958
17 財産収入		302,646	△96	302,550
	1 財産運用収入	84,007	△96	83,911

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄 附 金		1,028,469	266,974	1,295,443
	1 寄 附 金	1,028,469	266,974	1,295,443
19 繰 入 金		3,075,267	△188,839	2,886,428
	1 基 金 繰 入 金	3,039,310	△189,732	2,849,578
	2 特 別 会 計 繰 入 金	35,957	893	36,850
21 諸 収 入		1,669,216	△6,129	1,663,087
	4 雑 入	976,872	△6,129	970,743
22 市 債		6,121,900	△177,100	5,944,800
	1 市 債	6,121,900	△177,100	5,944,800
23 自動車取得税交付金		0	6,985	6,985
	1 自動車取得税交付金	0	6,985	6,985
補正されなかった款項に係る額		18,310,983		18,310,983
歳 入 合 計		69,910,590	△520,069	69,390,521

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,523,847	△34,758	8,489,089
	1 総務管理費	7,594,973	6,379	7,601,352
	3 戸籍住民基本台帳費	201,582	△2,793	198,789
	4 選挙費	75,767	△38,344	37,423
3 民生費		23,583,060	△148,961	23,434,099
	1 社会福祉費	10,787,683	△58,682	10,729,001
	2 児童福祉費	10,005,405	△80,779	9,924,626
	3 生活保護費	2,775,211	0	2,775,211
	4 災害救助費	14,761	△9,500	5,261
4 衛生費		7,301,699	△18,113	7,283,586
	1 保健衛生費	5,185,934	△18,113	5,167,821
6 農林水産業費		2,193,730	△141,334	2,052,396
	1 農業費	2,057,004	△124,016	1,932,988
	2 林業費	136,726	△17,318	119,408
7 商工費		1,763,472	△83,816	1,679,656
	1 商工費	1,763,472	△83,816	1,679,656
8 土木費		7,493,910	△40,934	7,452,976
	1 土木管理費	600,557	△12,457	588,100
	2 道路橋りょう費	2,935,640	△3,759	2,931,881
	3 河川費	515,573	0	515,573
	4 都市計画費	2,871,849	△12,793	2,859,056
	5 住宅費	570,291	△11,925	558,366
9 消防費		2,395,053	△15,663	2,379,390
	1 消防費	2,395,053	△15,663	2,379,390
10 教育費		7,128,539	△36,490	7,092,049
	2 小学校費	938,274	△238	938,036
	3 中学校費	505,979	△561	505,418
	5 社会教育費	1,594,528	△1,775	1,592,753
	6 保健体育費	2,304,774	△33,916	2,270,858
11 災害復旧費		1	0	1
	1 公共土木施設 災害復旧費	1	0	1
補正されなかった款項に係る額		9,527,279		9,527,279
歳出合計		69,910,590	△520,069	69,390,521

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	日本語学校整備事業	20,142
2 総務費	1 総務管理費	熱回収施設等周辺地域振興事業	13,991
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険施設整備事業	254,936
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰支援給付金支給事業	5,903
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯物価高騰支援給付金支給事業	237,938
3 民生費	2 児童福祉費	一般管理経費	2,959
4 衛生費	1 保健衛生費	松山保健福祉センター管理経費	2,750
4 衛生費	1 保健衛生費	賀家地区排水処理施設維持管理経費	990
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業	11,442
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設維持管理経費	4,881
7 商工費	1 商工費	温泉事業	5,811
7 商工費	1 商工費	観光施設整備事業	12,571
8 土木費	1 土木管理費	一般管理経費	1,195
8 土木費	4 都市計画費	図書館周辺整備事業	3,925
8 土木費	4 都市計画費	公園維持管理経費	2,376
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	5,500
10 教育費	2 小学校費	松山小学校改修事業	7,715
10 教育費	5 社会教育費	施設維持管理経費	492
10 教育費	6 保健体育費	体育施設改修事業	12,278
10 教育費	6 保健体育費	体育施設省エネ改修事業	58,355

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎建設事業	171,624	178,397
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	310,195	327,983
8 土木費	5 住宅費	住宅管理経費	6,109	12,659
8 土木費	5 住宅費	住宅整備事業	500	19,243
10 教育費	2 小学校費	小学校管理経費	11,549	11,796

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等設備整備事業	97,500	証書借入又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内の元均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。	95,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
地域振興施設整備事業	81,200	同上	同上	同上	57,800	同上	同上	同上
庁舎建設事業	405,100	同上	同上	同上	372,000	同上	同上	同上
施設等除却事業	11,100	同上	同上	同上	10,300	同上	同上	同上
児童保育施設整備事業	21,300	同上	同上	同上	19,100	同上	同上	同上
土地改良事業	213,700	同上	同上	同上	199,000	同上	同上	同上
観光施設整備事業	109,500	同上	同上	同上	100,300	同上	同上	同上
道路新設改良事業	1,213,000	同上	同上	同上	1,203,000	同上	同上	同上
排水路等整備事業	263,100	同上	同上	同上	262,100	同上	同上	同上
河川等浚渫事業	77,000	同上	同上	同上	76,700	同上	同上	同上
街路整備事業	83,100	同上	同上	同上	81,200	同上	同上	同上
市街地整備事業	129,700	同上	同上	同上	118,700	同上	同上	同上
公園整備事業	3,600	同上	同上	同上	1,500	同上	同上	同上

住宅整備事業	171,800	同上	同上	同上	165,000	同上	同上	同上
消防施設整備事業	161,500	同上	同上	同上	138,900	同上	同上	同上
小学校施設改修事業	204,500	同上	同上	同上	203,500	同上	同上	同上
中学校施設改修事業	45,200	同上	同上	同上	44,700	同上	同上	同上
学校給食施設整備事業	6,700	同上	同上	同上	6,500	同上	同上	同上
体育施設整備事業	613,800	同上	同上	同上	580,500	同上	同上	同上
公営住宅災害復旧事業	11,300	同上	同上	同上	10,300	同上	同上	同上

## 議案第49号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和6年3月31日、令和5年度大崎市市有林事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和5年度大崎市市有林事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大崎市市有林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,951千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,332千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 支 出 金		11,433	1,182	12,615
	1 県 補 助 金	11,433	1,182	12,615
2 財 産 収 入		8,204	10,305	18,509
	1 財 産 運 用 収 入	204	5,386	5,590
	2 財 産 売 払 収 入	8,000	4,919	12,919
3 繰 入 金		21,145	△21,145	0
	1 他 会 計 繰 入 金	21,145	△21,145	0
4 繰 越 金		500	118	618
	1 繰 越 金	500	118	618
5 諸 収 入		1	589	590
	1 雑 入	1	589	590
補正されなかった款項に係る額		0		0
歳 入 合 計		41,283	△8,951	32,332

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 造 林 事 業 費		37,449	△9,844	27,605
	1 造 林 事 業 費	37,449	△9,844	27,605
4 諸 支 出 金		0	893	893
	1 繰 出 金	0	893	893
補正されなかった款項に係る額		3,834		3,834
歳 出 合 計		41,283	△8,951	32,332

## 議案第50号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和6年3月31日、令和5年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和5年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄 附 金		80	150	230
	1 寄 附 金	80	150	230
補正されなかった款項に係る額		29,216		29,216
歳 入 合 計		29,296	150	29,446

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		15,706	150	15,856
	1 総 務 管 理 費	15,706	150	15,856
補正されなかった款項に係る額		13,590		13,590
歳 出 合 計		29,296	150	29,446

## 議案第51号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和6年3月31日、令和5年度大崎市介護保険特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和5年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度大崎市介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53,423千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,151,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支 払 基 金 交 付 金		3,356,315	△21,051	3,335,264
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,356,315	△21,051	3,335,264
6 財 産 収 入		381	2	383
	1 財 産 運 用 収 入	381	2	383
7 繰 入 金		1,944,801	△32,374	1,912,427
	2 基 金 繰 入 金	32,374	△32,374	0
補正されなかった款項に係る額		7,902,930		7,902,930
歳 入 合 計		13,204,427	△53,423	13,151,004

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		12,207,571	△53,425	12,154,146
	1 介 護 サービス 等 諸 費	11,250,048	△53,425	11,196,623
4 基 金 積 立 金		381	2	383
	1 基 金 積 立 金	381	2	383
補正されなかった款項に係る額		996,475		996,475
歳 出 合 計		13,204,427	△53,423	13,151,004

## 議案第52号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和6年3月31日、令和5年度大崎市工業団地造成事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 令和5年度大崎市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大崎市工業団地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		5,366	△4,117	1,249
	1 繰越金	5,366	△4,117	1,249
3 繰入金		0	4,117	4,117
	1 他会計繰入金	0	4,117	4,117
補正されなかった款項に係る額		1		1
歳入合計		5,367	0	5,367

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかった款項に係る額		5,367		5,367
歳出合計		5,367	0	5,367

## 議案第53号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和6年3月8日、大崎市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

(別紙)

## 大崎市市税条例の一部を改正する条例

大崎市市税条例（平成18年大崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により，法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には，特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には，第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について，令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として，この条例の規定を適用することができる。この場合において，第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は，その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については，当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において，第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは，当該親族資産損失額は，当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末

日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

専決処分の承認を求めることについて

令和6年3月30日、大崎市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

(別紙)

## 大崎市市税条例の一部を改正する条例

大崎市市税条例（平成18年大崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第89条第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改める。

第90条第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日ま

で」を「納期限まで」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「, 前々年中」とあるのは「, 附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通

知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特

別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははなし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははなし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははなし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した

額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき,又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には,第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際,特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は,第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額,第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額,当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき,又は当該金額の全額が100円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額,同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり,かつ,その者

の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属

する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の

- 市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属

する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はな  
いものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者  
の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1  
項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用につ  
いては、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日  
の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特  
別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除し  
て得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収  
の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用  
がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第  
3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7  
年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税  
義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5  
条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条  
の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除す  
る。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項  
中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を  
加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「、」を「」に、「とす  
る」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附  
則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附  
則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中「第2号イからハまで」を「第2号，第3号イからハまで」に，「第3号イからハまで」を「第4号イからハまで」に，「第33項，第38項」を「第37項，第38項，第41項」に改め，同条の表法附則第15条第2項第5号の項中「4分の3」を「5分の4」に改め，同表法附則第15条第25項第1号ニの項の次に次のように加える。

法附則第15条第25項第2号	7分の6
----------------	------

附則第10条の2の表中

「

法附則第15条第25項第2号イ	を
法附則第15条第25項第2号ロ	
法附則第15条第25項第2号ハ	
法附則第15条第25項第3号イ	
法附則第15条第25項第3号ロ	
法附則第15条第25項第3号ハ	

」

「

法附則第15条第25項第3号イ	に，
法附則第15条第25項第3号ロ	
法附則第15条第25項第3号ハ	
法附則第15条第25項第4号イ	
法附則第15条第25項第4号ロ	
法附則第15条第25項第4号ハ	

」

「

法附則第15条第32項	2分の1	を
-------------	------	---

法附則第 15 条第 33 項	3 分の 2
法附則第 15 条第 38 項	3 分の 2
法附則第 15 条第 42 項	3 分の 1

」

「

法附則第 15 条第 32 項	3 分の 2
法附則第 15 条第 37 項	3 分の 2
法附則第 15 条第 38 項	2 分の 1
法附則第 15 条第 41 項	2 分の 1
法附則第 15 条第 42 項	4 分の 3

に

」

改める。

附則第 10 条の 3 第 14 項を同条第 15 項とし、同条第 13 項各号列記以外の部分中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅の

うち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度分までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一

部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「平成24年改正法の」を「平成27年改正法の」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度の固定資産税については、平成30年改正法の規定による改正後の法附則第18条の3の規定を適用しない。
- 3 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税については、令和3年改正法の規定による改正後の法附則第18条の3の規定を適用しない。
- 4 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税については、令和6年改正法の規定による改正後の法附則第18条の3の規定を適用しない。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大崎市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 55 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年 3 月 30 日，大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年 5 月 13 日提出

大崎市長 伊藤 康志

(別紙)

## 大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

大崎市都市計画税条例（平成18年大崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第7項を削る。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第8項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

9 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第19項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「平成24年改正法の」を「平成27年改正法の」に改め、同項を附則第20項とし、附則第18項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第11項及び第13項」を「附則第12項及び第14項」に、「附則第11項及び第14項」を「附則第12項及び第15

項」に、「附則第 1 2 項，第 1 4 項及び第 1 5 項」を「附則第 1 3 項，第 1 5 項及び第 1 6 項」に、「附則第 1 4 項から前項まで」を「附則第 1 5 項から前項まで」に改め，同項を附則第 1 8 項とする。

附則第 1 6 項の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め，同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め，「。以下この項において同じ。」及び「(令和 3 年度分の都市計画税にあっては，前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り，同項を附則第 1 7 項とする。

附則第 1 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に，「附則第 1 1 項」を「附則第 1 2 項」に改め，同項を附則第 1 6 項とする。

附則第 1 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に，「附則第 1 1 項」を「附則第 1 2 項」に改め，同項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 3 項中「附則第 1 1 項の規定の」を「附則第 1 2 項の規定の」に，「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に，「附則第 1 1 項の規定に」を「附則第 1 2 項の規定に」に改め，同項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め，同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 1 項の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め，同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に，「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては，100分の2.5)」及び「(令和 3 年度分の都市計画税にあっては，前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り，同項を附則第 1 2 項とし，附則第 1 0 項を附則第 1 1 項とし，附則

第9項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

10 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則に次の3項を加える。

21 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税については、平成30年改正法の規定による改正後の法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

22 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税については、令和3年改正法の規定による改正後の法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

23 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度の都市計画税については、令和6年改正法の規定による改正後の法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大崎市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税

法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

## 議案第56号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和6年3月30日、大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不  
均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処  
分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

(別紙)

大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する  
条例の一部を改正する条例

大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例  
(平成28年大崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

第3条中「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 57 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年 3 月 30 日，大崎市過疎地域持続的発展支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 6 年 5 月 13 日提出

大崎市長 伊藤 康 志

(別紙)

大崎市過疎地域持続的発展支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

大崎市過疎地域持続的発展支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（令和３年大崎市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第58号

教育委員会教育長の任命について

本市教育委員会教育長に別紙の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

別 紙 (議案第 5 8 号)

住 所 大崎市古川栄町 [REDACTED]

氏 名 熊 野 充 利

[REDACTED] 生

議案第59号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に別紙の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

別 紙 (議案第 5 9 号)

住 所 大崎市岩出山 [REDACTED]

氏 名 早 坂 正 年

[REDACTED] 生

議案第60号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に別紙の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

別 紙（議案第 6 0 号）

住 所 大崎市松山下伊場野

氏 名 伊 藤 亜 希

生

議案第61号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に別紙の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

別紙（議案第61号）

住 所 大崎市古川栄町 [REDACTED]

氏 名 三 浦 賢 治

[REDACTED] 生

議案第62号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に別紙の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

別紙（議案第62号）

住 所 大崎市松山金谷 [REDACTED]

氏 名 吉 田 徹

[REDACTED] 生

議案第63号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に別紙の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

別紙（議案第63号）

住 所 大崎市古川南沢 [REDACTED]

氏 名 中 村 弥 生

[REDACTED] 生

議案第64号

監査委員の選任について

本市監査委員に別紙の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年5月13日提出

大崎市長 伊藤 康 志

別 紙（議案第 6 4 号）

住 所 大崎市古川雨生沢 [REDACTED]

氏 名 伊 勢 健 一  
[REDACTED] 生